

## 評価結果反映報告書

### 令和元年度地方独立行政法人東京都健康長寿医療センター評価結果の主な反映状況

地方独立行政法人法（平成15年法律第118号）第29条に基づく評価結果の業務運営の改善等への反映状況については、以下のとおりである。

#### 【参考】地方独立行政法人法

令和元年度評価 総評「改善・充実を求める事項」	令和2年度の業務運営等への反映状況
<p>・経営分析の結果を活用した業務の効率化や収支の改善に取り組むとともに、人材の確保・育成に努めるなど、組織全体で経営基盤の更なる強化に取り組んでほしい。</p>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・診療科別原価計算結果及び各診療科が策定した経営改善に向けた具体的な行動計画により、進捗状況を確認・情報共有を行うことで、収入確保・支出削減に向けた取組を推進</li> <li>・診療材料及び医薬品等の材料費について、ベンチマークの数値を活用し、購入金額を精査する等の支出削減を実施。さらに、センター内各部署から提出されたコスト削減案に基づき、委託費等の削減に向けた取組を推進</li> <li>・外来予約受付体制の一層の拡充を図るため、インターネット受付を開始</li> <li>・医科・歯科研修医の採用に当たり、最新版の臨床研修カリキュラムをホームページに反映することやレジナビ web サイト等により、センターの特長をPRすることで優秀な人材の確保に尽力</li> <li>・看護師の採用に当たり、各種就職説明会へ参加し、ブース出展やプレゼンテーションを通じてセンターの特長をPRすることで優秀な人材の確保に尽力</li> <li>・特定行為を実施できる実践力と地域医療の充実に貢献できる専門性の高い看護師の養成に向け、センターを特定行為研修指定研修機関協力施設として登録し、糖尿病看護認定看護師教育課程を2名修了。また、認定看護師対象特定行為研修へ2名を派遣</li> </ul>

**第二十八条** 地方独立行政法人は、毎事業年度の終了後、当該事業年度が次の各号に掲げる事業年度のいずれに該当するかに応じ当該各号に定める事項について、設立団体の長の評価を受けなければならない。

一 次号及び第三号に掲げる事業年度以外の事業年度 当該事業年度における業務の実績

二 中期目標の期間の最後の事業年度の直前の事業年度 当該事業年度における業務の実績及び中期目標の期間の終了時に見込まれる中期目標の期間における業務の実績

三 中期目標の期間の最後の事業年度 当該事業年度における業務の実績及び中期目標の期間における業務の実績

2 (略)

**第二十九条** 地方独立行政法人は、前条第一項の評価の結果を、中期計画及び年度計画並びに業務運営の改善に適切に反映させるとともに、毎年度、当該評価の結果の反映状況を公表しなければならない。